

平成23年2月24日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

平成22年(ワ)第19803号 不当利得返還請求事件

平成22年12月16日口頭弁論終結

判 決

原 告

同訴訟代理人弁護士

京都市下京区烏丸通五条上る高砂町381-1

被 告

同代表者代表取締役

同訴訟代理人支配人

秋 山 直 人

アイフル株式会社

福 田 吉 孝

中 嶋 明

主 文

- 1 被告は、原告に対し、344万7425円及びうち316万4971円に対する平成22年5月27日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 2 被告は、原告に対し、別紙物件目録記載の建物について、別紙登記目録記載の根抵当権設定仮登記の抹消登記手続をせよ。
- 3 訴訟費用は被告の負担とする。
- 4 この判決は、第1項に限り、仮に執行することができる。

事 実 及 び 理 由

第1 請求

主文同旨

第2 当事者の主張

1 請求原因

(1) 当事者

被告は貸金業者であり、原告は被告との間で金銭消費貸借取引（以下「本件取引」という。）をしていた者である。

(2) 本件取引の概要

- ア 取引開始日 平成10年8月10日
イ 取引終了日 平成22年3月30日
ウ 取引の経過 別紙計算書のとおり

なお、後記のとおり、被告は、本件取引が無担保の第1取引と不動産担保付きの第2取引とに分けられ、一連の取引ではない旨主張するが、第1取引も第2取引もリボルビング方式の金銭消費貸借契約であり、第2取引は第1取引の借替えとして第1取引終了日に開始されたものであるから、一連の取引というべきである。

(3) 引直し計算及び不当利得

本件取引は一連であり、これにつき、利息制限法所定の法定利率を適用して計算すると、別紙計算書のとおり、本件取引終了時において過払金元金が316万4971円となり、被告は、上記金額を法律上の原因なく取得している。

(4) 根抵当権設定仮登記の抹消

原告所有の別紙物件目録記載の建物（以下「本件建物」という。）には、平成12年4月12日、被告を根抵当権者とし被担保債権の範囲を金銭消費貸借取引とする別紙登記目録記載の根抵当権設定仮登記（以下「本件仮登記」という。）が設定されているところ、原告は、平成22年5月26日、被告に対し、同根抵当権につき元本の確定を請求し、2週間が経過した。そして、上記のとおり、原告と被告との間の本件取引にあっては過払金が発生している状況であり、被担保債務は存在しないから、本件仮登記は抹消されるべきである。

(5) 悪意の受益者

被告は貸金業者であり、上記取引について貸金業法43条1項（平成18年法律第115号による改正前のもの。以下同じ。）のみなし弁済の主張立

証をしていないことからすれば、利息制限法を超過する利息を収受することにつき悪意であったといえるから、上記過払金が発生した段階でそれに対する利息が発生し、その利率は5%である。

(6) まとめ

よって、原告は被告に対し、不当利得返還請求権に基づき、過払金元金並びに平成22年5月26日までの利息及び上記元金に対する同日の翌日から支払済みまでの利息の支払を求め、所有権に基づき、本件建物について、本件仮登記の抹消を求める。

2 請求原因に対する認否等

- (1) 請求原因(1)は認める。
- (2) 請求原因(2)につき、本件取引の存在それ自体は認めるが、後記のとおり取引が一連であるとする点については争う。
- (3) 請求原因(3)は、本件取引が一連のものであるとする点につき、否認ないし争う。本件取引は、以下のとおり、第1取引及び第2取引に分けられる。

(第1取引)

取引期間	平成10年8月10日～平成12年4月12日
利率	29.200%～27.500%
借入限度額	50万円～100万円
担保等	無担保

(第2取引)

取引期間	平成12年4月12日～平成22年3月30日
利率	25.000%
借入限度額	300万円
担保等	本件建物に根抵当権を設定

このように、第1取引と第2取引は、不動産担保付きの金銭消費貸借契約であるのか、無担保のそれであるのかという重要な点等に差異があり、両者

を一連の取引ということとはできない。

- (4) 請求原因(4)は、本件建物に被告を根抵当権者とする根抵当権が設定され本件仮登記が経由されていることは認め、その余は否認ないし争う。

なお、被告は、原告に対して債権を有していないことが確定すれば、本件仮登記の抹消に応じる予定である。

- (5) 請求原因(5)は否認ないし争う。

ア 被告が貸金業法43条のみなし弁済規定の適用があるとの認識を有するに至ったことにつき、やむを得ないといえる「特段の事情」がある。被告は、貸金業法17条1項及び18条1項に定められた各書面を各顧客に交付する態勢をとっていたものであり、これら書面の不備で行政処分を受けたことはなく、上記の特段の事情があるといえる。

イ 過払金に対する利息は、過払金が発生した段階で発生するものではなく、取引終了日の翌日から発生する。

- (6) 請求原因(6)は争う。

3 抗弁

消滅時効

上記第1取引は、その取引終了日から10年が経過した。被告は、平成22年7月13日の本件口頭弁論期日において、消滅時効を援用するとの意思表示をした。

4 抗弁に対する認否

被告の消滅時効の抗弁は、本件取引が第1取引と第2取引とに分かれることが前提であるところ、このような前提は否定されるべきである。

第3 当裁判所の判断

1 請求原因(1)及び(2)は当事者間に争いがない。

2 請求原因(3)について検討する。

(1) 第1取引と第2取引について

ア 証拠（甲イ1, 3, 15, 乙1の1・2, 2, 3の1・2, 4, 9, 10の1～3, 11の1・2, 12～15, 17）及び弁論の全趣旨によれば、次のような事実を認めることができる。

(ア) 原告は、平成10年8月10日、被告との間で、無担保無保証で借入限度額を50万円とするリボルビング方式の金銭消費貸借基本契約を締結して、30万円を借り入れ、以後、別紙計算書のように、おおむね毎月1万500円～2万円程度の弁済をしては、ときおり数万円～十数万円の借入を行う取引を繰り返し、平成12年4月5日には、借入限度額を100万円に増額し、同日に約50万円の借入を行った。この間の利率は、限度額50万円の場合は29.2%、限度額100万円以降は27.5%であった（この取引が第1取引）。

(イ) 原告は、上記の被告からの借入のほかに他の貸金業者からも借入があったことから、被告の店舗を訪れ、これら借入を一本にまとめる相談をしたところ、不動産担保ローンを勧められ、平成12年3月31日に不動産担保ローン申込書に所定事項を記入して提出し（この日は、上記第1取引の借入限度額増額より前である。）、身分証明関係書類、納税証明書、本件建物敷地の土地賃貸借契約書及び同地に係る賃料領収書等も提出して、同年4月12日、借入限度額を300万円、利率を25%とする金銭消費貸借基本契約及び原告所有の本件建物について被告を根抵当権者とし極度額を420万円とする根抵当権設定契約を締結し、同日、同根抵当権の設定仮登記が行われた（この基本契約に基づく取引が第2取引）。

(ウ) 原告は、同じく平成12年4月12日、上記イの不動産担保付き金銭消費貸借基本契約に基づき、200万円の借入を行ったが、やはり同日、上記アの第1取引を終了し、それまでの第1取引において約定利息による計算で残っていた元金100万円を、その200万円の借入から弁済

し、現実には、残りの100万円のみを交付を受けた。

このとき、被告から原告に交付された利用確認書には、ご利用金額として200万円と記入されていたほか、前回までの融資残高又は従前の貸付に伴う残高として100万円と記入されていた。

また、上記イの金銭消費貸借基本契約の証書中には、「本契約証書には、契約番号(0417-0054933-001(=第1取引の契約番号)-002)の残元金(¥1,000,000)円也及び利息・遅延損害金(一)円也が含まれています。」と記載されていた。

(エ) 原告は、その後、別紙計算書のように、おおむね毎月5万円～7万円程度の弁済をしては、ときおり数万円～30万円の借入を行う取引を繰り返し、約定利息で計算すれば、平成22年3月30日にあっても、260万円を超える元金が残っているという状況であった。

イ 以上のような事実関係によれば、本件において、原告は、それまでの被告との間の第1取引の借入及び他の業者からの借入を一本化するために、第2取引を行ったものであり、被告は、原告のこの意向を受けて、不動産担保付き金銭消費貸借契約を勧め、その申込書を提出させて第2取引の契約の準備を行った上で、その後に第1取引の借入限度額を100万円に増額して約50万円の貸増しを行い、それからわずか1週間後にその間1度の弁済もなく第1取引を終了して、同日に第2取引を開始し、第2取引における200万円の貸付から第1取引の残元金100万円を弁済させたものであり、このような経緯に照らすと、被告は不動産担保付きの第2取引の開始を見込んだ上で、第1取引の借入限度額増額及び貸増しを行ったものと推認することができ、また、上記認定のように、第2取引の基本契約書には同契約に第1取引の残元金が含まれている旨の記載があることも併せ考えれば、原告のみならず、被告もまた、第2取引を第1取引の切替え及び貸増しととらえていたというべきであり、上記認定のように、第1取引

及び第2取引を通じておおむね同様に借入と弁済を繰り返す取引状況であったことを併せ考えると、本件においては、第1取引と第2取引は1個の連続した取引であると考えるのが相当であり、上記のような経緯等に照らせば、第1取引が無担保で第2取引が不動産担保付きであるなどの相違点によって、この認定が左右されるとは考えられない。そうすると、第1取引により発生した過払金を新たな第2取引の借入金債務に充当する旨の合意が存在すると解することができ、第1取引に係る過払金が第2取引に係る債務に充当されるということができる。

(2) してみると、本件取引においては、利息制限法所定の法定利率を適用して引き直し計算をすると、別紙計算書のとおり、本件取引終了時において過払金元金が316万4971円となる。

3 請求原因(4)について

原告所有の本件建物に被告を根抵当権者とする根抵当権が設定され、本件仮登記が経由されていることには争いがなく、証拠（甲イ4の1・2）によれば、請求原因のとおり、原告が、被告に対し、元本確定請求を行ったことも認められる。

4 請求原因(5)について

被告が利息制限法所定の制限超過部分を利息の債務の弁済として受領したが、その受領につき貸金業法43条1項の適用が認められない場合には、被告は、同項の適用があるとの認識を有しており、かつ、そのような認識を有するに至ったことについてやむを得ないといえる特段の事情があるときでない限り、法律上の原因がないことを知りながら過払金を取得した者、すなわち民法704条の「悪意の受益者」とであると推定されるものというべきである。

これを本件についてみると、本件取引については貸金業法43条1項の要件の主張立証がないこと、上記特段の事情についても、これを基礎付けるに足りる具体的事情の主張立証はないことからすれば、本件取引において、被告は民

法704条の「悪意の受益者」となり、被告は、年5分の割合による利息の支払義務を負うところ、かかる利息支払義務は、過払金が発生した段階で発生すると解するのが相当である。よって、請求原因(5)は認められる。

被告は、被告が貸金業法17条1項及び18条1項に定められた各書面を各顧客に交付する態勢をとっていたことを主張するが、これを単に主張するだけで上記特段の事情があると認めることはできないというべきである。

5 よって、請求原因はすべて認められ、上記のとおり、第1取引と第2取引は一連のものというべきであるから、消滅時効の抗弁については、その前提を欠き検討するまでもない。

第4 結論

以上から、原告の請求は理由があるから認容し、訴訟費用の負担につき民訴法61条を、仮執行の宣言につき同法259条1項を、それぞれ適用し、仮執行免脱宣言の申立てについては、その必要がないものと認めこれを却下することとして、主文のとおり判決する。

東京地方裁判所民事第10部

裁判官 垣内 正

(別紙)

物件目録

所在	[REDACTED]		
家屋番号	[REDACTED]		
種類	居宅		
構造	木造瓦葺2階建		
床面積	1階	68.59	平方メートル
	2階	46.28	平方メートル

以上

	年月日	借入金額	弁済額	利率	日数	利息	未払利息	残元金	過払利息	未収過払利息
1	H10.8.10	300,000		0.18				300,000		0
2	H10.9.6		19,820	0.18	27	3,994	0	284,174	0	0
3	H10.10.6		17,115	0.18	30	4,204	0	271,263	0	0
4	H10.11.6		16,861	0.18	31	4,146	0	258,548	0	0
5	H10.12.9		20,000	0.18	33	4,207	0	242,755	0	0
6	H11.1.6		15,686	0.18	28	3,352	0	230,421	0	0
7	H11.2.8		16,500	0.18	33	3,749	0	217,670	0	0
8	H11.3.10		15,611	0.18	30	3,220	0	205,279	0	0
9	H11.3.17	70,000		0.18	7	708	708	275,279	0	0
10	H11.4.12		17,420	0.18	26	3,529	0	262,096	0	0
11	H11.5.11		16,584	0.18	29	3,748	0	249,260	0	0
12	H11.6.9		16,352	0.18	29	3,564	0	236,472	0	0
13	H11.7.12		16,964	0.18	33	3,848	0	223,356	0	0
14	H11.8.12		16,294	0.18	31	3,414	0	210,476	0	0
15	H11.9.14		16,507	0.18	33	3,425	0	197,394	0	0
16	H11.10.15		15,798	0.18	31	3,017	0	184,613	0	0
17	H11.10.26	160,000		0.18	11	1,001	1,001	344,613	0	0
18	H11.11.16		18,528	0.18	21	3,568	0	330,654	0	0
19	H11.11.28	100,000		0.18	12	1,956	1,956	430,654	0	0
20	H11.12.19		21,825	0.18	21	4,459	0	415,244	0	0
21	H12.1.13	30,000		0.18	25	5,112	5,112	445,244	0	0
22	H12.1.20		12,200	0.18	7	1,532	0	439,688	0	0
23	H12.2.25		15,001	0.18	36	7,784	0	432,471	0	0
24	H12.3.23		20,701	0.18	27	5,742	0	417,512	0	0
25	H12.4.4	16,000		0.18	12	2,464	2,464	433,512	0	0
26	H12.4.5		5,591	0.18	1	213	0	430,598	0	0
27	H12.4.5	501,000		0.18	0	0	0	931,598	0	0
28	H12.4.12		1,005,273	0.18	7	3,207	0	-70,468	0	0
29	H12.4.12	2,000,000		0.15	0	0	0	1,929,532	0	0
30	H12.4.12		60,000	0.15	0	0	0	1,869,532	0	0
31	H12.4.30		30,000	0.15	18	13,791	0	1,853,323	0	0
32	H12.5.28		43,253	0.15	28	21,267	0	1,831,337	0	0
33	H12.5.30	200,000		0.15	2	1,501	1,501	2,031,337	0	0
34	H12.6.16	100,000		0.15	17	14,152	15,653	2,131,337	0	0
35	H12.6.30		60,200	0.15	14	12,228	0	2,099,018	0	0
36	H12.7.11	80,000		0.15	11	9,462	9,462	2,179,018	0	0
37	H12.7.23	60,000		0.15	12	10,716	20,178	2,239,018	0	0
38	H12.7.31		60,000	0.15	8	7,341	0	2,206,537	0	0
39	H12.8.7	300,000		0.15	7	6,330	6,330	2,506,537	0	0
40	H12.8.31		70,091	0.15	24	24,654	0	2,467,430	0	0
41	H12.9.30		66,000	0.15	30	30,337	0	2,431,767	0	0
42	H12.10.31		67,000	0.15	31	30,895	0	2,395,662	0	0
43	H12.11.30		64,969	0.15	30	29,454	0	2,360,147	0	0
44	H13.1.4		74,003	0.15	35	33,865	0	2,320,009	0	0
45	H13.1.30		57,275	0.15	26	24,789	0	2,287,523	0	0
46	H13.2.28		62,532	0.15	29	27,262	0	2,252,253	0	0
47	H13.4.2		70,000	0.15	33	30,544	0	2,212,797	0	0
48	H13.4.2	80,000		0.15	0	0	0	2,292,797	0	0
49	H13.4.20	90,000		0.15	18	16,960	16,960	2,382,797	0	0
50	H13.5.1		64,392	0.15	11	10,771	0	2,346,136	0	0
51	H13.5.1	30,000		0.15	0	0	0	2,376,136	0	0
52	H13.5.31		67,827	0.15	30	29,294	0	2,337,603	0	0
53	H13.7.1		70,000	0.15	31	29,780	0	2,297,383	0	0
54	H13.7.31		70,000	0.15	30	28,323	0	2,255,706	0	0
55	H13.8.31		70,100	0.15	31	28,737	0	2,214,343	0	0
56	H13.9.30		66,921	0.15	30	27,300	0	2,174,722	0	0
57	H13.10.31		68,606	0.15	31	27,705	0	2,133,821	0	0
58	H13.11.30		66,510	0.15	30	26,307	0	2,093,618	0	0
59	H14.1.7		81,319	0.15	38	32,694	0	2,044,993	0	0
60	H14.1.27	240,000		0.15	20	16,808	16,808	2,284,993	0	0
61	H14.2.1		70,000	0.15	5	4,695	0	2,236,496	0	0
62	H14.2.28		55,000	0.15	27	24,815	0	2,206,311	0	0
63	H14.3.21	50,000		0.15	21	19,040	19,040	2,256,311	0	0
64	H14.3.31		73,000	0.15	10	9,272	0	2,211,623	0	0
65	H14.4.30		71,380	0.15	30	27,266	0	2,167,509	0	0
66	H14.5.31		73,214	0.15	31	27,613	0	2,121,908	0	0

	年月日	借入金額	弁済額	利率	日数	利息	未払利息	残元金	過払利息	未収過払利息
67	H14. 7. 1		73,001	0.15	31	27,032	0	2,075,939	0	0
68	H14. 7. 30		70,000	0.15	29	24,740	0	2,030,679	0	0
69	H14. 8. 31		74,568	0.15	32	26,704	0	1,982,815	0	0
70	H14. 9. 8	20,000		0.15	8	6,518	6,518	2,002,815	0	0
71	H14. 9. 18	20,000		0.15	10	8,230	14,748	2,022,815	0	0
72	H14. 9. 30		71,002	0.15	12	9,975	0	1,976,536	0	0
73	H14. 10. 31		68,000	0.15	31	25,180	0	1,933,716	0	0
74	H14. 10. 31		4,970	0.15	0	0	0	1,928,746	0	0
75	H14. 11. 9	30,000		0.15	9	7,133	7,133	1,958,746	0	0
76	H14. 12. 3		75,263	0.15	24	19,319	0	1,909,935	0	0
77	H15. 1. 6		81,335	0.15	34	26,686	0	1,855,286	0	0
78	H15. 2. 1		61,000	0.15	26	19,823	0	1,814,109	0	0
79	H15. 2. 9	24,000		0.15	8	5,964	5,964	1,838,109	0	0
80	H15. 2. 28		66,992	0.15	19	14,352	0	1,791,433	0	0
81	H15. 3. 18	30,000		0.15	18	13,251	13,251	1,821,433	0	0
82	H15. 3. 31		73,317	0.15	13	9,730	0	1,771,097	0	0
83	H15. 4. 30		72,000	0.15	30	21,835	0	1,720,932	0	0
84	H15. 5. 10	21,000		0.15	10	7,072	7,072	1,741,932	0	0
85	H15. 6. 1		80,000	0.15	22	15,748	0	1,684,752	0	0
86	H15. 6. 14	14,000		0.15	13	9,000	9,000	1,698,752	0	0
87	H15. 6. 30		70,000	0.15	16	11,169	0	1,648,921	0	0
88	H15. 8. 2		73,480	0.15	33	22,362	0	1,597,803	0	0
89	H15. 8. 9	20,000		0.15	7	4,596	4,596	1,617,803	0	0
90	H15. 8. 31		73,552	0.15	22	14,626	0	1,563,473	0	0
91	H15. 9. 8	10,000		0.15	8	5,140	5,140	1,573,473	0	0
92	H15. 9. 30		71,600	0.15	22	14,225	0	1,521,238	0	0
93	H15. 10. 31		73,464	0.15	31	19,380	0	1,467,154	0	0
94	H15. 11. 16	20,000		0.15	16	9,647	9,647	1,487,154	0	0
95	H15. 11. 30		71,403	0.15	14	8,556	0	1,433,954	0	0
96	H16. 1. 1		75,511	0.15	32	18,855	0	1,377,298	0	0
97	H16. 2. 1		73,251	0.15	31	17,498	0	1,321,545	0	0
98	H16. 2. 14	30,000		0.15	13	7,041	7,041	1,351,545	0	0
99	H16. 3. 1		69,300	0.15	16	8,862	0	1,298,148	0	0
100	H16. 3. 31		71,416	0.15	30	15,960	0	1,242,692	0	0
101	H16. 4. 30		71,211	0.15	30	15,279	0	1,186,760	0	0
102	H16. 5. 31		73,039	0.15	31	15,077	0	1,128,798	0	0
103	H16. 6. 29		68,773	0.15	29	13,416	0	1,073,441	0	0
104	H16. 7. 31		74,634	0.15	32	14,077	0	1,012,884	0	0
105	H16. 8. 31		72,402	0.15	31	12,868	0	953,350	0	0
106	H16. 9. 29		68,177	0.15	29	11,330	0	896,503	0	0
107	H16. 10. 30		72,000	0.15	31	11,389	0	835,892	0	0
108	H16. 11. 30		72,000	0.15	31	10,619	0	774,511	0	0
109	H17. 1. 6		81,482	0.15	37	11,749	0	704,778	0	0
110	H17. 1. 31		61,445	0.15	25	7,240	0	650,573	0	0
111	H17. 2. 27		63,256	0.15	27	7,218	0	594,535	0	0
112	H17. 3. 30		70,910	0.15	31	7,574	0	531,199	0	0
113	H17. 5. 3		74,621	0.15	34	7,422	0	464,000	0	0
114	H17. 5. 30		64,632	0.15	27	5,148	0	404,516	0	0
115	H17. 6. 30		70,275	0.15	31	5,153	0	339,394	0	0
116	H17. 7. 30		68,123	0.15	30	4,184	0	275,455	0	0
117	H17. 8. 30		69,848	0.15	31	3,509	0	209,116	0	0
118	H17. 9. 29		67,712	0.15	30	2,578	0	143,982	0	0
119	H17. 10. 31		71,400	0.15	32	1,893	0	74,475	0	0
120	H17. 12. 1		67,308	0.15	31	948	0	8,115	0	0
121	H18. 1. 6		78,521	0.15	36	120	0	-70,286	0	0
122	H18. 1. 31		59,303	0.15	25	0	0	-129,589	-240	-240
123	H18. 2. 28		62,904	0.15	28	0	0	-192,493	-497	-737
124	H18. 3. 31		68,361	0.15	31	0	0	-260,854	-817	-1,554
125	H18. 5. 1		68,148	0.15	31	0	0	-329,002	-1,107	-2,661
126	H18. 5. 30		64,200	0.15	29	0	0	-393,202	-1,306	-3,967
127	H18. 6. 30		67,724	0.15	31	0	0	-460,926	-1,669	-5,636
128	H18. 7. 31		67,511	0.15	31	0	0	-528,437	-1,957	-7,593
129	H18. 8. 31		67,299	0.15	31	0	0	-595,736	-2,244	-9,837
130	H18. 9. 29		63,403	0.15	29	0	0	-659,139	-2,366	-12,203
131	H18. 10. 31		68,709	0.15	32	0	0	-727,848	-2,889	-15,092
132	H18. 11. 30		64,834	0.15	30	0	0	-792,682	-2,991	-18,083

	年月日	借入金額	弁済額	利率	日数	利息	未払利息	残元金	過払利息	未収過払利息
133	H19. 1. 3		72,000	0.15	34	0	0	-864,682	-3,691	-21,774
134	H19. 1. 29		58,000	0.15	26	0	0	-922,682	-3,079	-24,853
135	H19. 2. 28		65,000	0.15	30	0	0	-987,682	-3,791	-28,644
136	H19. 3. 31		66,000	0.15	31	0	0	-1,053,682	-4,194	-32,838
137	H19. 5. 1		66,000	0.15	31	0	0	-1,119,682	-4,474	-37,312
138	H19. 5. 31		64,000	0.15	30	0	0	-1,183,682	-4,601	-41,913
139	H19. 6. 29		62,000	0.15	29	0	0	-1,245,682	-4,702	-46,615
140	H19. 7. 30		65,000	0.15	31	0	0	-1,310,682	-5,289	-51,904
141	H19. 8. 31		67,000	0.15	32	0	0	-1,377,682	-5,745	-57,649
142	H19. 9. 23	50,000		0.15	23	0	0	-1,377,682	-4,340	-11,989
143	H19. 9. 30		63,000	0.15	7	0	0	-1,440,682	-1,321	-13,310
144	H19. 9. 30	80,000		0.15	0	0	0	-1,373,992	0	0
145	H19. 10. 11	90,000		0.15	11	0	0	-1,286,062	-2,070	0
146	H19. 10. 29	50,000		0.15	18	0	0	-1,239,233	-3,171	0
147	H19. 10. 30		67,000	0.15	1	0	0	-1,306,233	-169	-169
148	H19. 11. 3	80,000		0.15	4	0	0	-1,227,117	-715	0
149	H19. 11. 8	60,000		0.15	5	0	0	-1,167,957	-840	0
150	H19. 11. 30		73,000	0.15	22	0	0	-1,240,957	-3,519	-3,519
151	H20. 1. 3		78,000	0.15	34	0	0	-1,318,957	-5,778	-9,297
152	H20. 1. 30		65,000	0.15	27	0	0	-1,383,957	-4,865	-14,162
153	H20. 2. 29		71,000	0.15	30	0	0	-1,454,957	-5,671	-19,833
154	H20. 3. 30		70,000	0.15	30	0	0	-1,524,957	-5,962	-25,795
155	H20. 4. 30		72,000	0.15	31	0	0	-1,596,957	-6,458	-32,253
156	H20. 5. 31		72,000	0.15	31	0	0	-1,668,957	-6,763	-39,016
157	H20. 6. 30		70,000	0.15	30	0	0	-1,738,957	-6,839	-45,855
158	H20. 7. 31		71,000	0.15	31	0	0	-1,809,957	-7,364	-53,219
159	H20. 9. 1		73,000	0.15	32	0	0	-1,882,957	-7,912	-61,131
160	H20. 9. 29		65,000	0.15	28	0	0	-1,947,957	-7,202	-68,333
161	H20. 10. 31		73,000	0.15	32	0	0	-2,020,957	-8,515	-76,848
162	H20. 11. 30		69,000	0.15	30	0	0	-2,089,957	-8,282	-85,130
163	H21. 1. 3		76,000	0.15	34	0	0	-2,165,957	-9,709	-94,839
164	H21. 2. 1		66,000	0.15	29	0	0	-2,231,957	-8,604	-103,443
165	H21. 3. 1		64,000	0.15	28	0	0	-2,295,957	-8,560	-112,003
166	H21. 3. 30		66,000	0.15	29	0	0	-2,361,957	-9,120	-121,123
167	H21. 4. 30		69,000	0.15	31	0	0	-2,430,957	-10,030	-131,153
168	H21. 5. 31		69,000	0.15	31	0	0	-2,499,957	-10,323	-141,476
169	H21. 6. 30		67,000	0.15	30	0	0	-2,566,957	-10,273	-151,749
170	H21. 7. 31		69,000	0.15	31	0	0	-2,635,957	-10,900	-162,649
171	H21. 8. 31		69,000	0.15	31	0	0	-2,704,957	-11,193	-173,842
172	H21. 9. 28		63,000	0.15	28	0	0	-2,767,957	-10,375	-184,217
173	H21. 10. 31		71,350	0.15	33	0	0	-2,839,307	-12,512	-196,729
174	H21. 11. 29		63,686	0.15	29	0	0	-2,902,993	-11,279	-208,008
175	H22. 1. 3		74,553	0.15	35	0	0	-2,977,546	-13,918	-221,926
176	H22. 1. 31		61,451	0.15	28	0	0	-3,038,997	-11,420	-233,346
177	H22. 2. 28		61,259	0.15	28	0	0	-3,100,256	-11,656	-245,002
178	H22. 3. 30		64,715	0.15	30	0	0	-3,164,971	-12,740	-257,742
179	H22. 5. 26			0.15	57	0	0	-3,164,971	-24,712	-282,454

これは正本である。

平成 23 年 2 月 24 日

東京地方裁判所民事第 10 部

裁判所書記官 鶴 葉

